

中発グループ 人権方針

私たち（中央発條株式会社および国内外子会社）は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づき人権尊重の取り組みを進めてまいります。

私たちは「創る技術を社会に活かす」、「人の英知で未来を拓く」、「夢に向かって挑戦し進歩する」を企業理念として掲げ、グローバルに事業活動を展開する上で人権の尊重、法令遵守はもとより、多様な人材が生き生きと活躍できるよう安心して働きやすい職場環境の維持・向上に取り組んでまいります。サステナビリティ社会への取り組み、地域・社会貢献の基本方針である『社会との共生』に向け、社会から信頼される「良き企業市民」としての役割を果たすために、中発グループ人権方針を定め、人権尊重の取り組みを推進してまいります。

1. 人権尊重へのコミットメント

私たちは、自らの事業活動が直接的又は間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、他者の人権を侵害しないことに努め、事業活動上生じうる人権への負の影響に対し、真摯に向き合い対応してまいります。ビジネスパートナーおよびその関係者が人権に関する負の影響に関与している場合は、これらのパートナーなどに対しても、人権を尊重し侵害しないように求めてまいります。私たちは、「国際人権章典」、国際労働機構の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」など国際的に認められた人権に関する考え方を尊重し、これらの規範に沿った取り組みを行ってまいります。私たちは、企業活動を行う国・地域の法令を遵守します。国・地域の法規制が国際的な規範と異なる場合は、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求してまいります。

2. 適用範囲

本方針は、中央発條株式会社および国内外子会社の役員、従業員に適用します。また、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス※

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その予防、軽減を継続的に行います。（※：人権デューデリジェンスとは、人権侵害リスクの有無を調査・特定し、予防や低減の策を講じ、結果を検証し公表するまでの一連の流れを指します。）

4. 是正・救済

私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を直接的に引き起こした場合または関係取引先などを通じて間接的な影響が明らかとなった場合は、適切な手段で是正するとともに、国際基準に基づいた適切な対応を行います。

5. 教育・周知

私たちは、当社の役員ならびに従業員に適切な教育、周知を行い、本方針の社内外への浸透を通じて、人権への悪影響の予防と是正に努めます。また、本指針が事業活動全体に定着するように関連する方針やガイドライン、その他必要な手続きに反映いたします。

6. 進捗管理と情報開示

私たちは、本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善いたします。人権尊重の取り組みに関する進捗状況や結果を適切に開示してまいります。

7. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、人権に関する負の影響について、関係するステークホルダーと対話や協議を行い、自社の活動にフィードバックいたします。

2025年2月28日

中央発條株式会社

代表取締役社長

小出 健太